谷本小学校父親の会会則

(名　称)
第1条　本会の名称は「谷本小学校父親の会」:通称「たぬきクラブ」とする。

(定　義)
第2条　本会はPTA組織等、他団体とは関係ない任意の団体である。よって、学校やPTAの運営には一切干渉しない。また他の組織・団体からも干渉を受けない。

(目　的)
第3条　本会の目的は次の各号に定めるとおりとする。
(1)　父親相互の親睦を図り、学校や地域、PTAと協力して、子供達のために有意義な活動を行う。
(2)　父親としての独自性を発揮し、学校行事等において支援協力を行う。

(会員資格)
第4条　本会の会員資格は横浜市立谷本小学校に在籍する児童の、父親又は父親を代行している方で、本会の主旨・目的に賛同する方とする。なお、会員子女が卒業または転校した後も、会員が脱退しない限りその資格は継続するものとする。

(加入及び脱退)
第5条　本会への加入及び脱退は、役員会へ届け出ることにより通年随時受け付ける。

(会　計)
第6条　本会は、入会金・会費は徴収しない。本会の運営は全て寄付によりまかなう。従って定期的な決算及び会計監査は行わない。

(役　員)
第7条　本会には会長1名、副会長2名、企画委員1名、会計1名の役員を置く。また、必要に応じて相談役若干名、複数の特定プロジェクトチームを置くことができる。
2　役員の任期は､原則毎年4月より翌年の3月までとし､再任は妨げない。役員の任命は役員会で協議し決定する。
3　特定プロジェクトチームは会長が任命する。

（役員会・総会）

第８条　本会の活動計画・行事予定等は役員会で決定する。

２　本会の総会は定期的には行わず、必要に応じ召集する。

３　本会の活動により得た収益金は役員会で管理し、子供達のために有意義なことに使用することとし、その内容は役員会で決定する。

付　　則

1 この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

2 この会則の改正は、令和 2 年 7 月 1 日から実施する。